



消費生活情報誌

マイシティライフ 214号

平成25年11月15日発行
(年2回発行)

『消費者力パワーアップセミナー2013』 ～自立した消費者をめざして～ を開催しました！

毎年、消費生活に関する最新の情報はじめとした暮らしに役立つ情報を市民の皆様にご提供するため、専門家から直接お話を聴いていただく「消費者力パワーアップセミナー」を開催しており、10月に5日間開催しました。

今年は、「悪質商法にまきこまれないために」、「食事と健康のバランス」、「年金をもっとわかりやすく」、「エンディングノートのすすめ」、「介護について理解を深めよう」の5つのテーマについて、それぞれ講師の方からお話をさせていただきました。

どのテーマも私たちの生活に密着した内容で、皆さん熱心にお話を聴いておられました。



今号の
消費生活
川柳

確かめて 甘い言葉と その安さ (右京区在住の方の作品)

**トラフィカ京カード
3,000円分進呈!**

- 応募資格 京都市内在住又は通勤・通学の方（中学生以下を除く。）
- 応募内容 消費生活に関する五・七・五の川柳
- 応募方法 ハガキ又はA4判の紙に郵便番号・住所・氏名・作品コメントを記入し、消費生活総合センターへ郵送又はFAXしてください。ホームページからも応募できます。
- その他 作品掲載の謝礼として、トラフィカ京カード3000円分を進呈します。

回覧して
ください。

京 都 市

インターネットにまつわるトラブル

携帯電話やスマートフォンの普及により、多くの人が身近にSNS※¹を利用するようになりました。SNSを利用することにより、いつでも見知らぬ人と簡単につながることができるようになった半面、SNSで知り合った人から有料の出会い系サイトに誘導され、高額の利用料を請求されるといった相談も寄せられています。

有料の出会い系サイトの中には、「サクラサイト※²」と言われる悪質な業者が運営しているサイトもありますので、利用する際は十分気を付けてください。

※¹ SNS

ソーシャルネットワーキングサービスの略。インターネット上の会員交流サービス。

※² 「サクラサイト」

サイト業者に雇われた“サクラ”が、異性、タレント、社長、弁護士、占い師などのキャラクターになりすまして、消費者の様々な気持ちを利用し、サイトに誘導し、メール交換等の有料サイトを利用させ、その度に支払いを続けさせるサイトを指します。

相談事例

SNSで仲良くなった人から、「今後は別のサイトでメールをしよう」と誘われ、利用料は無料だと聞いていたのでサイトに登録した。しかし、利用規約を読むと登録後3日間は無料だが、その後は有料だった。メールのやり取りをするたびに料金が掛かるのでやめようと思ったが、「会ってお金を渡す」、「プロフィールを渡す」などと引き延ばされ、気が付くと高額なサイト利用料が発生していた。



アドバイス

- 1 「お金をあげる」、「芸能人をなぐさめてほしい」などと言われても、**インターネット上で知り合った相手を安易に信用して、メール交換をしない**ようにしましょう。
- 2 最初は利用が無料でも途中から有料になるサイトを利用する場合は、**メールの内容や相手が、本当かどうか確認できないときは、利用しない**ようにしましょう。
また、将来お金を渡すと約束する手口がありますが、信用してはいけません。
- 3 サイト側から求められても、**詳細な個人情報は安易に明かさない**ようにしましょう。
- 4 「トラブルに遭ったのでは」と感じたり、不安に思うことがあれば、**すぐに消費生活総合センターにご相談ください。**

暮らしの
ちえぶくら

インターネットショッピング

パソコンやスマートフォンの普及により、いつでもどこでもインターネットショッピングが気軽に利用できるようになりました。その一方で、「注文したものと全く違う商品が届いた」、「代金を振り込んだのに、商品が届かない」といった相談が増えています。

その中には、サイトが日本語で表記されているため日本の事業者だと思い、安価なブランド商品販売サイトで注文したところ、海外から偽ブランド商品が届いたというものもあります。不自然な日本語表記がされているときには注意が必要です。

インターネットショッピングは通信販売に当たり、「特定商取引に関する法律」により、画面上に販売業者の氏名、所在地及び電話番号を表示することが義務付けられています。

また、返品に関する規定や商品に問題があった場合の取扱方法などについても表示が必要です。表示がない場合は、商品を受け取った日から8日を経過するまでの間は、契約を解除できます。この場合、商品返品の送料は購入者の負担となります。

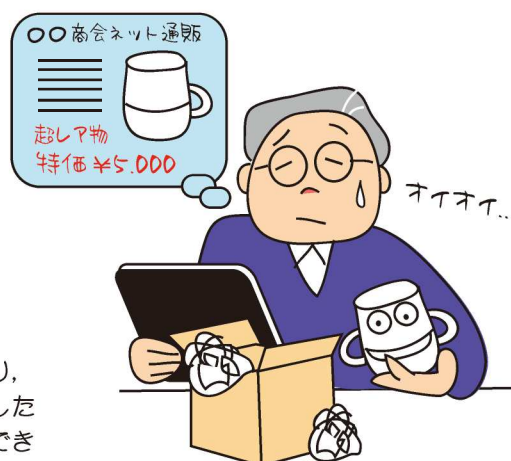
訪問販売等と異なり、通信販売には、クーリング・オフ制度※が適用されませんので、注意しましょう。

いざというときの販売業者の連絡先や、イメージが違うなどといった自己都合による返品の可否など、返品条件について確認したうえで注文するかどうかを決めることで、購入後にトラブルに巻き込まれる可能性を減らすことができます。

前払いで振込みをしなければならないサイトはできるだけ避け、信用できる販売業者かどうかを慎重に判断しましょう。

※クーリング・オフ制度

消費者が訪問販売などの不意打ち的な取引で契約をしたり、マルチ商法などの複雑でリスクが高い取引で契約をしたりした場合に、一定期間であれば無条件で、一方的に契約を解除できる制度です。



「商品を注文したが届かない、注文した商品と違う商品だったので販売業者に連絡したが、対応してもらえない」などのトラブルに巻き込まれたときは、**京都市消費生活総合センター（電話 256-0800）**にご相談ください。

また、海外事業者と取引した日本の消費者を対象に、消費者の相談窓口として消費者庁越境消費者センター（CCJ）が開設されていますので、万一、海外事業者とトラブルが生じたときは、こちらにご相談ください。

消費者庁越境消費者センター（CCJ）： <http://www.cb-ccj.caa.go.jp/>

消費生活総合センターのごあんない

相談無料

相談受付時間 平日 午前9時～午後5時

クーリング・オフマン



■消費生活相談

☎ 256-0800

面談による相談も受け付けています。
まずは電話でご相談ください。

○センターが休みの土曜、日曜、祝休日(年末年始を除く。)の緊急時には、**消費生活 土・日・祝日 電話相談(TEL 257-9002)**を受け付けています。(午前10時～午後4時、電話相談のみ)

○ホームページ上から相談を受け付ける**インターネット消費生活相談**もご利用ください。

京都市 インターネット消費生活相談

検索

■多重債務相談

☎ 256-3160
さいおせ

電話でお話を伺ったうえで、弁護士による
多重債務特別相談などをご案内します。

■交通事故相談

☎ 256-2140

■法律相談(問合せ)

☎ 256-2007

※弁護士による法律相談の相談時間

開催日	時間	定員	申込み
月・火・木曜	午後1時15分 ～午後3時45分	15名	当日午前9時から 整理券配布
金曜		15名	前の週の月曜日 午前9時から 電話予約
第2・第4水曜	午後6時 ～午後8時	12名	

※いずれも1人当たりの相談時間は20分(面談のみ)

弁護士による無料法律相談は、毎週水曜日に区役所・支所でも行っています。受付方法は、各区役所・支所地域力推進室法律相談担当にお問い合わせください。

消費者啓発ポスター募集のご案内

京都市では、市民の皆様が毎日の暮らしの中で、悪質商法の被害に遭わないための心得や、身の回りの製品等を安全に使うためのルールなど、日頃から気を付けていることや家族で決めていることなどを絵で表現したポスターを募集しています。

- <応募資格> 京都市内に在住又は通勤・通学の方
- <テーマ> 「みんなに伝えたい!!わたしの消費生活スタイル!」
- <作品規格> 4つ切画用紙又はA3
- <応募締切> 平成26年1月14日(火) 必着
- <賞> 最優秀賞1名、優秀賞2名、奨励賞2名
※入賞者には、賞状及び副賞並びに当センターオリジナルグッズのセットを贈呈します。
- <その他> 応募者には当センターのオリジナルグッズを贈呈します。
(応募者多数の場合は、抽選で100名の方に贈呈します。)
- <応募及び問合せ先> 京都市消費生活総合センター

※応募方法等、詳しくは京都市消費生活総合センターのホームページをご覧ください。



京都市文化市民局市民生活部

消費生活総合センター

〒604-8186

京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階

TEL256-1110 FAX256-0801

京都市消費生活総合センター

検索

閉庁日 土・日・祝休日・年末年始(12月29日～1月3日)

地下鉄「烏丸御池」駅下車「3-1」「3-2」出口すぐ

※駐車場、駐輪場はございません。市バス・地下鉄などの公共交通機関をご利用ください。

発行/平成25年11月15日 京都市文化市民局市民生活部消費生活総合センター
京都市印刷物 第254534号



再生紙・ベジタブルオイルインクを使用しています